

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」
の成立について

令和元年6月19日
公正取引委員会

事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、本年3月12日に国会に提出した「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」は、本日の参議院本会議において可決、成立した。

1 国会の審議状況

第198回国会

令和元年5月17日	衆議院	経済産業委員会	提案理由説明
5月22日	衆議院	経済産業委員会	質疑・参考人質疑
5月24日	衆議院	経済産業委員会	質疑
5月29日	衆議院	経済産業委員会	採決
5月30日	衆議院	本会議	採決
6月7日	参議院	本会議	趣旨説明・質疑
6月11日	参議院	経済産業委員会	趣旨説明・質疑
6月13日	参議院	経済産業委員会	参考人質疑・質疑
6月18日	参議院	経済産業委員会	採決
6月19日	参議院	本会議	採決

2 法律の概要（別紙1参照）

（1）課徴金減免制度の改正

減免申請による課徴金の減免に加えて、新たに事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、公正取引委員会が課徴金の額を減額する仕組み（調査協力減算制度）を導入するとともに、減額対象事業者数の上限を廃止する。

（2）課徴金の算定方法の見直し

課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等課徴金の算定方法の見直しを行う。

（3）罰則規定の見直し

検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等を行う。

（4）その他所要の改正を行う。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室
電話 03-3581-5477（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

3 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日（ただし、一部の規定を除く。）。

4 その他（別紙1及び2参照）

いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権への対応として、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、改正後の独占禁止法の施行に合わせて、独占禁止法第76条に基づく規則や、指針等を整備することとしている。



独占禁止法の一部改正法(概要)

～課徴金制度等の見直し～

令和元年6月
公正取引委員会

現状の課題と見直し方針



現状の課題

現行の課徴金制度が一律かつ画一的に算定・賦課するものであるため、

- 事業者が公正取引委員会の調査に協力した度合いにかかわらず一律の減算率となる
- 違反行為の実態に応じて適切な課徴金を課すことができない

見直しの方針

- 公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高め、事業者と公正取引委員会の協力による効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大するとともに、複雑化する経済環境に応じて適切な課徴金を課せるよう、独占禁止法を改正する。

見直しの効果

- 事業者と公正取引委員会が、対立した関係ではなく、同じ方向を向いて協力して独占禁止法違反行為を排除
- 複雑な経済環境に応じた必要十分な課徴金の実現による独占禁止法違反行為に対する抑止力向上
- **公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進**

参考：閣議決定等

産業競争力の強化に関する実行計画(2018年版)(平成30年2月6日閣議決定)

- 法執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて検討を進め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講ずる。

独占禁止法研究会の提言(平成29年4月25日)

- 一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者が調査協力インセンティブを与えるためには、法定された客観的な算定・賦課方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する硬直的な課徴金制度を見直し、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当

※平成28年2月～平成29年3月まで15回開催。岸井大太郎法政大学法学部教授(座長)ほか、学識経験者、経済団体、消費者団体、弁護士団体等15名が参加

課徴金制度の見直しの内容



現行の課徴金制度（不当な取引制限）

算定基礎

対象商品・役務の売上額
（算定期間：最長3年）

課徴金の額

算定率

一定率
（基本10%）

減免額

課徴金減免制度による減免
（減免率は申請順位のみで決定）

算定基礎

- 算定期間の延長等
 - 調査開始日の10年前まで遡れるようにする（現行は最長3年）とともに、除斥期間を7年に延長（現行5年）
 - 資料の散逸等により一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎（売上額等）の推計規定を整備
- 算定基礎の追加
 - 違反行為により不当利得が生じている次のものを対象に追加
 - ✓ 対象商品・役務を供給しないことの見返りとして受けた経済的利得（談合金等）
 - ✓ 対象商品・役務に密接に関連する業務（下請受注等）によって生じた売上額
 - ✓ 違反事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業（完全子会社等）の売上額
- 調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課（現行は調査開始日以後の承継のみ）

算定率

- 中小企業算定率
 - 適用対象を実質的な中小企業に限定
- 業種別算定率
 - 廃止（基本算定率に一本化）
- 軽減算定率
 - 早期離脱に対する軽減算定率の廃止
- 割増算定率
 - 主導的役割の類型の追加
 - ✓ 調査妨害行為（隠蔽・仮装）の要求等についても適用
 - 繰り返し違反の適用対象の整理
 - ✓ 最初の課徴金納付命令等よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合を除外
 - ✓ 過去10年以内に課徴金納付命令等を受けた完全子会社の親会社や違反事業者から違反事業を承継した事業者による違反行為についても適用

※ 算定期間の延長，業種別算定率の廃止等は，私的独占・不公正な取引方法の課徴金制度についても改正

課徴金制度の見直しの内容

課徴金減免制度

● 改正後

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+ 最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+ 最大20%
	上記以下	5%	

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態説明への協力度合い（事業者が自主的に提出した証拠の価値）に応じた減算率を付加
- 申請者数の上限を撤廃（全ての調査対象事業者に自主的な調査協力の機会あり）
- 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議

【参考】現行制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率
前	1位	全額免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	
後	最大3社(注)	30%
	上記以下	

- 減免率は、申請順位に応じて決定（固定値）。減免率に、事業者の実態説明への協力度合いは反映されない。
- 申請者数は最大5社までに限定

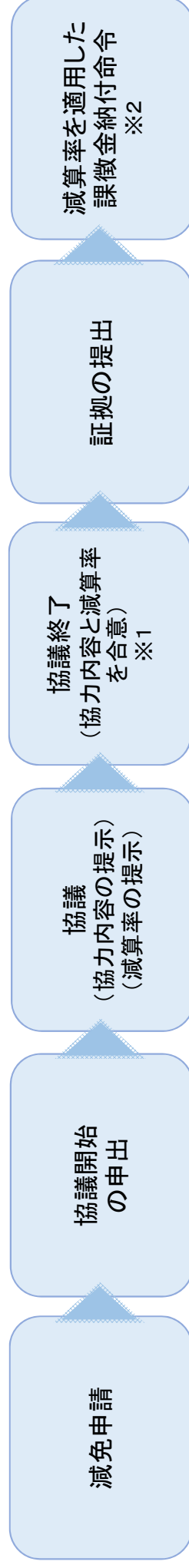
（注）調査開始日前と合わせて5位以内である場合に適用

課徴金制度の見直しの内容等



課徴金減免制度（続き）

● 協議の流れ



※1 仮に、協議が不調に終わった場合、協議中の事業者の説明内容を記録していたとしても、それ自体は証拠にならない。

※2 事業者が協議において提示した協力行為を実施した場合、公正取引委員会は提示した減算率を適用する（事業者が減免失格事由に該当する場合は、申請順位に応じた減免率も協力度合いに応じた減算率も適用はなくなる。）

● 協力内容（事業者が自主的に提出する証拠等）の評価方法に係るガイドラインを整備

ガイドライン整備の方向性

- 協力内容（事業者が自主的に提出する証拠等）について、証拠の内容等が実態解明にどの程度資するかを評価することを示す。
- 証拠の内容について、評価対象となる情報（カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等）を示し、その内容に応じた評価を示す。

その他の改正事項

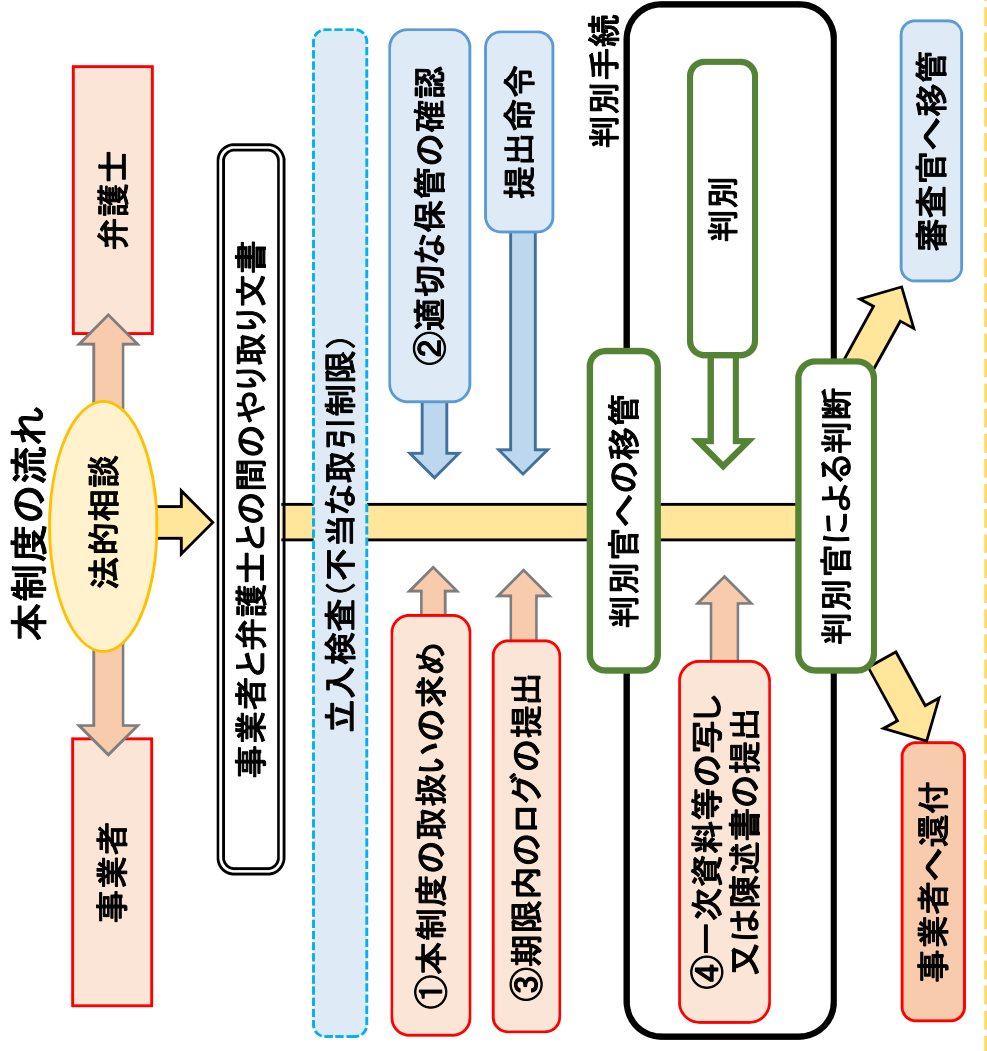
- 課徴金の延滞金利率の引下げ
- 検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ
- 犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備 等

新たな課徴金減免制度をより効果的に機能させるための取組



いわゆる弁護士・依頼者間秘密特権への対応

新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、外部の弁護士との相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、不当な取引制限の行政調査手続を対象として、次の内容を独占禁止法第76条に基づく規則、指針等によって整備



概要:

- 不当な取引制限に関する法的意見等について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書で、下記の要件を満たすことが確認されたものは、審査官がアクセスすることなく、速やかに事業者に還付
- 弁護士相談前から存在する資料(一次資料)、相談の基礎となる事実を収集し取りまとめた資料(事実調査資料)等は本制度の対象外

要件:

- ① 提出命令時に、事業者が本制度の取扱いを求めること。
- ② 適切な保管がされていること。
- ③ 提出命令後、一定期限内に、文書ごとに、作成日時、作成者・共有者の氏名、物件の属性、概要等を記載した文書(ログ)を提出すること。
- ④ 本制度の対象外の資料が含まれている場合には、その内容を報告すること。

濫用防止措置(判別手続):

事業者から本制度の取扱いの求めがあった文書につき、判別官は上記の要件(特に③・④)を満たすか確認

供述聴取後のメモ作成

課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができることを「独占禁止法審査手続に関する指針」(平成27年12月)に追記

事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱いについて

1. 趣旨

事業者の公正取引委員会に対する調査協カインセンティブを高めるため、事業者の自主的な調査協力の度合いに応じて課徴金の減算額が決定されるよう、独占禁止法固有の課徴金減免制度が改正された場合、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられるため、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見等についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、本制度を整備するもの

2. 概要

不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書について、所定の手続により一定の条件を満たすものであると確認された場合、審査官がその文書にアクセスしないこと等を内容とする手続

3. 制度

(1) 形式・法規範性

- ・ 独占禁止法第76条第1項の規定に基づく規則で主な項目を規定
- ・ 指針で細則を規定

※ 特定の物件に対する公正取引委員会又は審査官の独占禁止法第47条に基づく権限行使の在り方について規定するもの

(2) 制度の対象となる手続

- ・ 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に係る違反事件に関する行政調査手続
- ※ 犯則調査手続は本制度の対象外

(3) 制度の対象となる物件

- ・ 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した物件

<対象物件>

- － 事業者から弁護士への相談文書
- － 弁護士から事業者への回答文書
- － 弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書
- － 弁護士が出席する社内会議でその弁護士との間で行われた法的意見についてのやり取りが記載された社内会議メモ 等

<対象外物件>

- － 不当な取引制限（独占禁止法第3条後段）に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の基礎となる事実を示す資料（いわゆる一次資料・事実調査資料）
- － 独占禁止法の不当な取引制限以外の規定又は他法令に関する法的意見等の内容を記載した資料

<要件>

- － 提出命令時に事業者が本制度の取扱いを求めること。
- － （文書の件名、保管場所、秘密性の維持等）適切な保管がされていること。
- － 事業者が本制度の取扱いを求める物件ごとに、当該物件の作成日時、作成者の氏

名、共有者の氏名、属性（手紙、覚書、社内調査報告書、社内会議メモ等）、概要等を記載した文書を一定の期限内に提出すること。

- 一 対象外物件が含まれていた場合は、公正取引委員会に当該物件の写しを提出するか、その内容を報告すること。
- 一 違法な行為を目的としたものでないこと。

（４）法律専門家の範囲

- ・ 弁護士法の規定による弁護士であって、事業者から独立して法律事務を行うもの（事業者と雇用関係にないもの）

※ いわゆる社内弁護士、外国弁護士（外国法事務弁護士を含む。）については以下のとおり対応する（指針に明記）。

- 一 社内弁護士について、違反事実の発覚等を契機として、雇用主である事業者からの指示により指揮命令監督下になく、独立して法律事務を行うことが明らかな場合には、法律専門家の範囲に含める。
- 一 違反被疑事件と関連する国際カルテルについて、外国競争法の対応に係る事業者と外国弁護士との相談内容を記載した物件（前記（３）のいわゆる一次資料・事実調査資料を除く。）は、独占禁止法第４７条に基づく提出命令の対象としない。

（５）判別手続（濫用防止措置）

- ・ 公正取引委員会による判別手続

- 一 本制度の取扱いの求めがあった物件については、審査官は当該物件の提出を命じ、封を施し、判別官の管理の下に置く。
- 一 判別官は、当該物件が本制度の対象としての条件を満たすか確認する。

（６）還付

- ・ 判別手続の結果、本制度の対象となることが確認された物件は速やかに還付する。ただし、判別官は、本制度の要件を満たすことが確認できなかった物件について、審査官の管理の下に移す。

（７）判別手続において秘密を確保するための措置

- ・ 提出命令時に封筒等に入れて封をする。
- ・ 官房（事件審査を行う部局とは異なる部局）に判別官を置く。
- ・ 判別官の下で対象物件を管理し、判別手続を行う。

（８）他の行政調査への影響を遮断するための措置

- ・ 違反行為が複数の事業者によって共同して秘密裡に行われ、その行為の存在をはっきり示すような物証が乏しい不当な取引制限（独占禁止法第３条後段）の行政調査手続において、新たな課徴金減免制度の下での事業者の自主的な調査協力が違反行為の発見・解明のために極めて重要であることを踏まえ、本制度は、新たな課徴金減免制度をより機能させるためのものとして位置付けられている。このような、不当な取引制限に固有の事情、本制度の趣旨に鑑みれば、本制度をそのまま他の行政調査に導入し得ないことは明らかであることから、他の行政調査への影響は生じないため、影響を遮断するための措置を規定する必要はない。

(9) 本制度の利用有無と課徴金加減算との関係

- ・ 新たな課徴金減免制度の下で、本制度の利用の有無は調査協力の評価事項としない。
- ・ 本制度の濫用自体に対する新たな制裁措置は、設けない。本制度の濫用が検査妨害等の罪（独占禁止法第94条）等に該当する場合には、それぞれの規定が適用される。

(10) 供述聴取過程における本制度の適用

- ・ 本制度の対象は物件とし、供述（審尋及び任意の供述聴取）には適用しない。
※ 新たな課徴金減免制度をより機能させる観点（従業員が弁護士への事実提供を躊躇しないようにさせる観点）から、本制度の対象となる物件に記載された従業員と弁護士とのやり取りについて原則として質問しない旨を指針に明記

(11) 判別手続についての訴訟・異議申立て

- ・ 判別官の判断には処分性はなく、それ自体は訴訟・異議申立ての対象とならないが、公正取引委員会がした処分に対しては、公正取引委員会の審査に関する規則第22条の規定による異議申立てのほか、行政事件訴訟法の規定による取消訴訟の提起が可能。
- ・ 本制度の下での提出命令であることが明らかとなるよう、本制度向けの提出命令書の様式を作成する。

○その他

- ・ 課徴金制度の見直し等を内容とする今般の独占禁止法改正は、新たな調査権限が追加されるものではない。
- ・ 課徴金減免申請者の従業員等は、供述聴取終了後その場でメモを作成することができる旨を「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月）に明記する。
- ・ 他の国における競争法の違反被疑事件と関連する国際的独占禁止法違反被疑事件など、本制度の対象範囲の拡大について、早急に検討する。この検討に当たっては、本制度の運用開始後の状況を踏まえ、中小企業に不当に不利益を与えることとならないよう、また、他法令への影響を及ぼすことがないよう、留意する。

以上